

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 戸別合併処理浄化槽事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和6年4月1日 (一部適用予定)
処理区域内人口密度	42.05人/k㎡	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数			
処 理 場 数	2, 148基(戸別合併処理浄化槽設置基数)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	定額制 5～ 10人槽:1,210円/月(税込) 11～20人槽:1,430円/月(税込) 21～50人槽:2,310円/月(税込) ※清掃は別途使用者負担				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成○年度	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成○年度	円
	平成○年度	円		平成○年度	円
	平成○年度	円		平成○年度	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課 13名 ○課長(課統括) ○公共下水道 7名 ○農業集落排水 2名 ○戸別合併処理浄化槽 3名(他事業との兼務あり)
事業運営組織	当市の浄化槽整備は市町村合併以前、旧大滝村が平成11年度、旧吉田町では平成13年度、また、旧荒川村においては平成15年度より浄化槽市町村整備推進事業(市設置)を開始し、旧秩父市では平成元年度から継続して浄化槽設置整備事業(個人設置への補助)を実施していました。 平成17年4月1日の市町村合併以降、平成19年度までの3年間は、本庁、各総合支所において、それぞれ従来の方法により事業を所管していましたが、平成20年度より市内全域を浄化槽市町村整備推進事業に統合するとともに生活衛生課が事務を執り行うことになりました。また、平成22年度の機構改革により、それぞれ別の部局で所管されていた公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽のすべての汚水処理事業を一本化し、現在は下水道課の所管として3事業を進めています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守点検について市内を8エリアに区分けし保守点検業者と2年間の長期継続契約により実施しています。実施から3サイクル目に入りましたが、さらに効率化を図るため、契約期間の長期化についても検討します。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

秩父市の10年後の人口推計は、コーホート変化率法による推計により現在の61,667人(令和2年4月1日現在)から52,563人(令和12年)と、およそ85%に減少するという推計結果が出ており、浄化槽処理区域内においても同様の人口減が予想されます。 【参考】浄化槽処理区域内人口23,506人(R2.4.1)→10年後85%換算の場合20,038人
--

(2) 使用料収入の見通し

使用料については人口の減少に伴い、休廃止の件数が増加する可能性もありますが、毎年100基程度の増加を見込んでいるため使用料収入も、管理基数に比例して増収となる見込です。

(3) 施設の見通し

当市が管理する浄化槽は平成11年度に設置されたものが最も古く、現在22年が経過したところです。消耗品のブロワの故障、その他経年劣化による内部機器の故障件数は増えていますが、部品交換等によって対応しています。浄化槽の耐用年数は概ね30年とされており、初期に設置した浄化槽が耐用年数を迎えるのは8年後になりますが、躯体は30年以上の使用にも耐えうるものとされていますので、計画終盤では、修繕による延命化あるいは更新の必要性について判断を迎える時期になります。

また、管理基数については今後年間100基ずつ新設する予定ですので、年間に数件の休廃止があるものの、10年後の公共浄化槽(旧市町村整備推進事業)による管理基数は3,000基に及ぶ見込です。

(4) 組織の見通し

現在、下水道課における浄化槽事務は、浄化槽法に係る規制事務や指導事務も含めて3名で担当していますが、管理基数の増加、事業年数の経過とともに管理事務は徐々に煩雑さを増している状況です。10年後1,000基が加算されるころまでには職員の増員が必要になります。

3. 経営の基本方針

「環境立市ちちぶ」に相応しい清流の流れるまちづくりを推進するために、公共用水域の更なる水質保全に努めます。

○令和元年6月19日ユネスコエコパークに登録された甲武信エリアを源流に市の中央を流れる荒川は、平成14年2月18日付で荒川上流域全体が生活排水対策重点地域に指定され、以降、現秩父市を構成する合併前の旧大滝村、旧荒川村を含む流域自治体が戸別合併処理浄化槽の普及促進に取り組んできました。

また、平成12年9月6日付で重点地域に指定されていた赤平川流域でも旧吉田町が同様の取り組みを始め、二つの流域を中心に市内全域において現在の秩父市生活排水処理基本計画に沿った汚水処理施設整備事業を進めています。秩父市の汚水衛生処理率は重点地域指定時の平成13年度末で60%弱であったのに対し、現在は86%(令和2年4月1日)まで上昇していますが、埼玉県生活排水処理基本構想に基づき令和7年度概成を目指して引き続き汚水衛生処理率の向上に努めます。

○一般会計からの繰入額の上昇を抑制し事業の健全経営に努めるとともに、社会情勢の変化に対応しながら浄化槽の適正管理が行われるよう最適な運営方法を追究していきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	当事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、5ヶ年の地域計画に基づき実施しています。令和2年度からの現計画では令和3年度以降毎年120基を目標値としていますが、近年設置基数は減少傾向にあり、毎年100基を割る状況となっています。このため本収支計画では、より現実的な数値によって予測を立てるため実績値に近づけた100基を目標として投資計画を見込んでいます。

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
広域化については、点在する施設の性質上、維持管理コストの削減が見込めないことや、管轄区域が広範になるなど業務の効率化が期待できないことから実施しません。
- ・投資の平準化に関する事項
当事業は、公共下水道や農業集落排水など大規模な設備に多額の初期投資を要する必要がなく、毎年100基前後の浄化槽整備を行う事業であるため投資の平準化に対しては該当ありません。
- ・民間の活力の活用に関する事項
当市では、事業開始から20年が経過し、年間設置実績は徐々に減少傾向にあるため、投資に関する民間活力の活用は考えていません。
- ・防災・安全対策に関する事項
該当なし
- ・その他

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 当市では循環型社会形成推進交付金の浄化槽市町村整備推進事業(公共浄化槽整備推進事業)を活用して事業を実施しているため、投資財源の構成比率は概ね固定されたものとなっています。 自主財源を抑制させるためには、高率補助である、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助要件を満たせるよう、特に単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換を促進し地方債発行額を低く抑えることで、現状の水準と同レベルの財源を確保することを目標とします。

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・財源の目標に関する事項
投資に係る財源については設置費分担金、国庫補助金、県補助金、地方債を充当しています。設置費分担金については事業の定義により工事費の10分の1程度を徴収するものとされていますので、現状どおりの額を見込みます。国庫補助金、県補助金については転換基数の大小によって交付額に影響し、とりわけ国庫補助金については補助要綱の改正により転換基数の割合が厳格化され、補助要件を満たすことが難しくなったことから、目標では事業費の2分の1の高率補助の獲得を掲げているものの、収支計画においては、補助率を3分の1に下げ、厳しい条件により交付額を見込んでいます。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料については、年間100基の新設に伴う使用料を加算しています。設置対象は居住用住宅であるため5～10人槽の使用料、年額13,200円に消費税を乗じて得た額の100基分として、年間145万円の増収を見込んでいます。
この事業は生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与すること、公共用水域の水質保全を最優先として行われてきたもので、他の污水処理事業と比較して、収益性は重視されてきませんでした。近年、企業会計移行へのロードマップが示されるなど、公営企業としての健全経営が求められるようになってきたため、今後は地方債の償還部分なども含めて料金の検討を行う必要があると考えます。
- ・企業債に関する事項
企業債に関しては発行額を抑えられるよう事業運営を目指しますが、収支計画では毎年100基分の設置工事に係る充当財源として最大値の年6千300万円程の借入を見込んでいます。
- ・資産の有効活用に関する事項
該当なし
- ・その他
なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・民間の活力の活用に関する事項
8エリアに区域分けした市内浄化槽処理区域の保守点検業務について、保守点検業者との業務委託契約により実施しています。
- ・職員給与費に関する事項
管理基数の増加に伴い、職員の増員が必要になることから、給与費は増額となります。
- ・動力費に関する事項
該当なし
- ・薬品費に関する事項
該当なし
- ・修繕費に関する事項
使用年数の経過とともに故障件数が増えますが、設置者の瑕疵によらない故障の修繕については使用者負担のため修繕費は見込んでいません。
- ・委託費に関する事項
委託費は管理基数に比例しての増加を見込んでいます。
- ・その他

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当市では事業開始から既に20年以上経過しており設置基数は減少傾向にあります。このため投資に対するPPP・PFIの活用予定はありません。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>当市の戸別合併処理浄化槽事業の使用料は、保守点検及び法定検査、その他の経常経費の一部で構成され、清掃に係る費用は自己負担としています。このため使用者が年間の維持管理に掛ける費用は一般的な浄化槽一基分の維持管理費と変わりませんが、使用料として捉えた場合の汚水処理原価は156円/㎡と、類似団体平均値と比較して6割ほどの計算になります。</p> <p>平成31年1月、公営企業会計への移行に関するロードマップが示され、浄化槽事業についても令和5年度までに公営企業会計へ移行することが要請されたこともあるためサービス内容の変更とともに料金改定についても検討する必要があります。一方、事業開始から20年以上が経過し、この事業の目的であった汚水衛生処理率の向上、浄化槽の維持管理が定着してきたという観点から、当面は現在の事業を継続し、生活排水処理基本構想の概成年となる令和7年度を目途に段階的な払い下げを開始するなど、個人設置への切り替えを行うことも選択肢の一つとして検討を進めていきます。</p> <p>なお、当事業は一般会計からの繰入金により事業費を補填しながら運営していることから、繰入額は現在の水準を保ち、今後の市の財政事情を考慮しつつ、必要に応じて料金を見直しを検討します。</p>
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管理基数の増加に伴い維持管理に関する民間活力の活用は、今後、益々重要な役割を果たすものと考えます。基数の増加に伴う人員不足の解消策としての民間委託、あるいは、仮に払い下げした場合、現事業に代わる維持管理の仕組みづくりは民間活力なくして構築できませんので、いずれにしても活用の幅は広がるが見込まれます。
職員給与費に関する事項	現在の状況で事業規模が拡大していった場合、職員を増員する必要が生じてきます。このため、台帳管理その他職員が行う作業についてのシステム導入による効率化を図るなど、職員数、給与費の抑制についての検討を行います。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	更新については概ね5年ごとに事後検証を行い、検証結果に基づき見直しを行います。なお、補助事業の制度改正や経営環境を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合はそれら要因を加味したうえで臨機に反映させるものとします。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引	(E)+(I)	(J)	△ 743	△ 2,864	△ 13,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	23,295	22,552	19,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	22,552	19,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字	(P)	22,552	19,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688	6,688
	赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		56.3	52.9	41.2	58.6	56.8	55.4	54.8	54.9	53.8	52.7	51.8	51.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	28,347	29,624	30,538	31,990	33,442	34,894	36,346	37,798	39,250	40,702	42,154	43,606
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により 算定した	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する	(U)													
健全化法施行令第17条により 算定した	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)		677,882	695,582	770,882	833,722	896,562	959,402	1,022,242	1,085,082	1,147,922	1,210,762	1,273,602	1,336,442

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				収益的収支分	9,605	5,122	1,409	14,831	14,475	14,100	13,730	16,177	15,800
うち基準内繰入金	400	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
うち基準外繰入金	9,205	5,042	1,289	14,711	14,355	13,980	13,610	16,057	15,680	15,285	14,890	14,479	
資本的収支分	37,928	42,894	41,843	38,016	41,502	44,498	46,475	53,709	56,717	59,734	62,582	64,401	
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	37,928	42,894	41,843	38,016	41,502	44,498	46,475	53,709	56,717	59,734	62,582	64,401	
合 計	47,533	48,016	43,252	52,847	55,976	58,598	60,205	69,886	72,518	75,139	77,592	79,001	

経営比較分析表（令和元年度決算）

埼玉県 秩父市

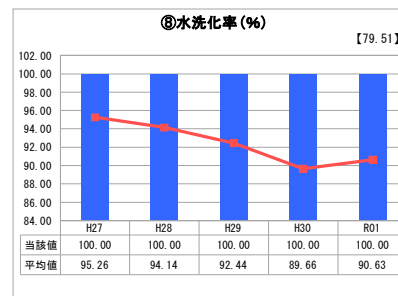
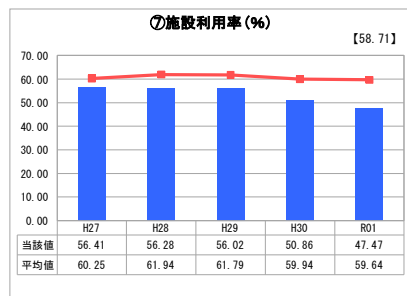
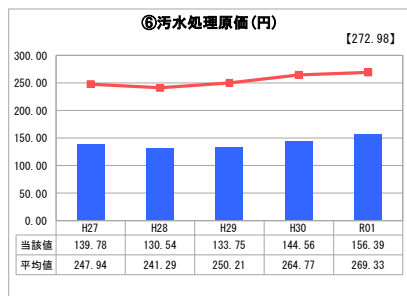
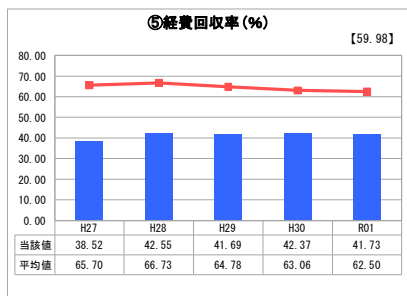
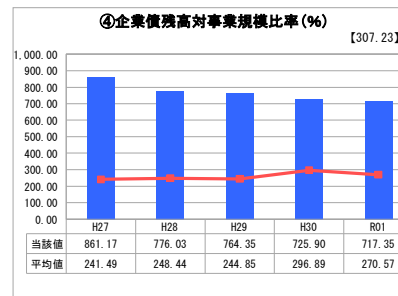
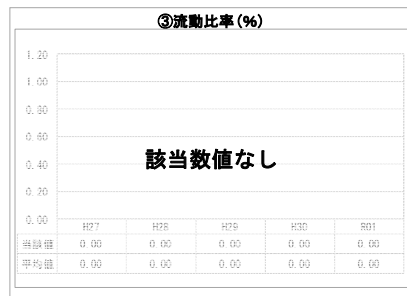
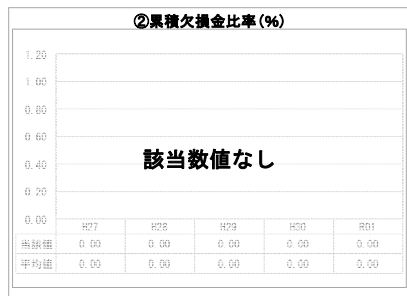
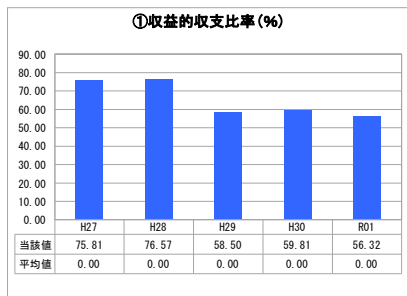
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.65	100.00	1,188

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
62,005	577.83	107.31
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,949	0.27	22,033.33

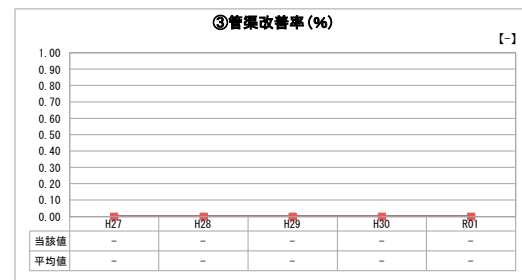
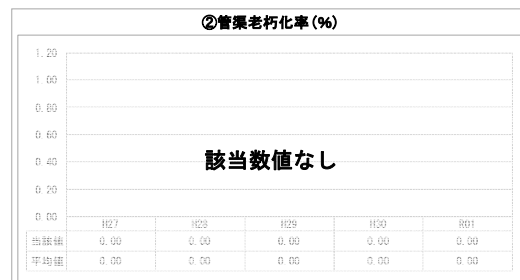
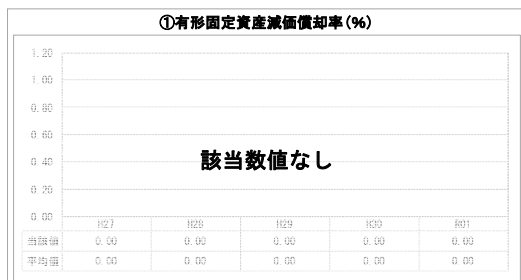
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率、④企業債残高対事業規模比率
 当市の特定地域生活排水処理施設事業の使用料金は定額制を採用し月1,100円(税抜)と低く設定しているため、令和元年度における使用料単価は65.3円/m³となり、国が要請する全国平均の使用料単価150円/m³を満たしていない。したがって、分流式下水道に要する繰入金等、基準内の繰入金を受けることができず、資本費に対し基準外の赤字補填繰入金で経営を維持している現状である。収益の収支比率が低いのは、そのためである。
 当該事業の資本費に対する地方財政措置(公費負担分)は制度上約7割となっている。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
 当市では、維持管理費のうち法定検査及び保守点検費用は使用料で賄っているが、浄化槽清掃費用は各戸で使用者が直接負担しているため類似団体に比べ汚水処理原価は低くなっている。
 使用料収入で汚水処理に係る維持管理費分を賄っていないため、資本費及び維持管理費の不足分を一般会計からの赤字補填の繰入金によって経営を維持している現状である。

⑦施設利用率
 浄化槽は設置当初に想定される人数に応じて人槽を算定しているが、人口減少に伴い使用休止状態の浄化槽もあることから施設利用率は5割程度の推移となっている。

2. 老朽化の状況について

当市の特定地域生活排水処理施設事業は、平成11年度から整備を開始し、最も古いものでは概ね20年が経過しているため、近年は経年劣化による槽内部の故障件数が増加傾向にある。
 修繕については、使用者の負担によって行われているが、今後は10年後に耐用年数の到来する浄化槽本体の更新について検討していく必要がある。

全体総括

当市の特定地域生活排水処理施設事業は、平成11年度から整備を開始し、公共下水道事業や農業集落排水事業などの集合処理では採算が取れない地域の生活環境保全に寄与している。現在も汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換や新築家屋への合併処理浄化槽の新設など毎年100基程度実施している。
 健全な経営を維持していくために、一般会計からの繰入金や使用料収入などの財源確保を総合的に検討していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。